



島根県から「他の都道府県の私立高等学校等」に
お子さんを進学させておられる保護者の皆様へ

島根県私立高等学校等 「奨学のための給付金」のご案内

島根県では、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、生活に困窮する世帯に対し、「島根県私立高等学校等奨学のための給付金」の給付を行います（返還不要の給付金です。）。

1. 給付要件

- 高校生等が私立の高等学校（特別支援学校高等部生徒を除く）、専修学校高等課程、一部の各種学校等（以下「高等学校等」という。）に在学しており、高等学校等就学支援金または高等学校等学び直し支援金の受給対象者であること。
- 7月1日現在、高校生等の保護者（親権者）が島根県内に住所を有すること。
- 生活保護法の規定による生業扶助が行われている世帯、または道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯であること（以下の2. ア、イ、ウに該当する世帯）。

2. 生徒一人あたりの給付額（年額）

世帯 区分	所得要件等		私立高等学校等	
			通信制以外 （全日制・定時制）	通信制
ア	7月1日現在、生活保護法の規定による生業扶助が措置されている世帯（以下「生業扶助受給世帯」という。）		52,600 円	
イ	保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（以下「非課税世帯」という。）	第1子の高校生等	98,500 円	38,100 円
ウ		・第2子以降の高校生等 ・対象となる高校生等以外に、15歳以上（中学生を除く）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等	138,000 円	

3. 申請方法・提出先

- 申請書に必要書類を添えて、島根県総務課私学・県立大学室へ郵送また持参してください（詳しくは次面をご覧ください。）。
- 申請書は、島根県総務課のホームページからダウンロードいただくか、島根県総務課私学・県立大学室までご連絡ください。

4. 提出期限

令和元年8月21日（水）（給付金の給付時期は、10月以降を予定しています。）

5. 提出書類

※申請書は油性ボールペンで記入してください。(フリクションボールペン不可)

※記入にあたっては、申請書に添付されている「記入上の注意」をよく読み、読みやすい字で記入してください。

※記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入してください(修正ペン、修正テープは使用不可です。)

世帯区分	対象の高校生等の人数等	書 類
【共通】	—	①島根県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書 ②在学証明書 ③口座振替申出書 → 通帳のコピー添付 (金融機関名、店舗名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる部分)
生業扶助 受給世帯	—	④生活保護法の規定による生業扶助の措置状況がわかる証明書(※1)
非課税世帯	・高校生等が1人の場合 ・高校生等が通信制のみの場合	④保護者等全員の課税証明書、非課税証明書等(原本)(※2)
	・高校生等が2人以上の場合(兄弟姉妹の場合) ・高校生等本人以外に、15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合	④保護者等全員の課税証明書、非課税証明書等(原本)(※2) ⑤健康保険証の写し等(高校生等本人及び15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の健康保険証の写し等) ⑥扶養誓約書(※3)

※1…「生活保護法第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書」、または福祉事務所で発行される、「生活保護受給証明書」など生業扶助(高等学校等就学費)の措置状況が確認できる書類

※2…無職無収入の専業主婦等の方も非課税であることの証明が必要です。

※3…国民健康保険に加入しているため、健康保険証に扶養・被扶養の記載がない場合や、健康保険証を保持していない場合など、扶養の状況を確認できる公的書類がない場合にのみ、必要事項を記載のうえ提出してください。

※その他、追加書類を求める場合があります。

◆申請にあたっての注意

※申請書に虚偽の記載をし、本来受けることができない給付金を受けた場合は、給付金の全額を返還することになります。

※生業扶助受給世帯におかれては、給付金を生活保護における生業扶助(高等学校等就学費)で給付される経費と重複しない授業料以外の教育に必要な経費として活用するとともに、例えば、修学旅行のための積立金など、給付金を計画的に活用してください。

※この給付金は、授業料以外の教育費負担を軽減するために給付されます。お子さんの教育費に活用する必要があります。

6. 問い合わせ先

島根県総務部総務課私学・県立大学室(〒690-8501 島根県松江市殿町1番地)

TEL: 0852-22-5017 FAX: 0852-22-6168